

岩見沢市新病院建設工事基本設計業務に関する公募型プロポーザル

参加表明に係る質疑に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
◆実施要領			
1	5 参加資格要件 (13) 同種業務実績 6 業務実施条件 管理技術者の業務実績	5- (13) の業務実績 3 件は事務所としての実績で、管理技術者としての実績は 1 件でもよろしいでしょうか。	管理技術者として配置予定の技術者には、「実施要領 5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち管理技術者又は主任技術者（建築総合）として 3 件以上の業務実績があることを条件としています。
2	5 参加資格要件 (14) 多雪区域における業務実績	5- (14) は上記 5- (13) と同じ案件でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5 参加資格要件 (14) 多雪区域における業務実績	5 参加資格(14)の「多雪区域における延床面積 10,000㎡以上の施設」の記載について、「施設」の対象用途は、病院以外の用途（集合住宅、倉庫等）も可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5 参加資格要件 (14) 多雪区域における業務実績	5 参加資格(14)の「多雪区域における延床面積 10,000㎡以上の施設」の記載について、「施設」の構造は、免震構造以外の構造（耐震構造等）も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5 参加資格要件 (14) 多雪区域における業務実績	建築基準法施行令第 86 条第 2 項ただし書に定める「多雪区域」は北海道内においても区域によって適用と非適用区域に分かれており、最終的には特定行政庁の判断による適用を個別に確認する必要が生ずると考えられます。 多雪区域が明確に示された資料の提示をお願いできませんでしょうか？または、個別に適用を確認の上、多雪区域を証明する書類の添付が必要でしょうか。ご教示をお願い致します。	建築基準法施行令第 86 条第 2 項ただし書きの規定により、多雪区域は特定行政庁が指定することができるため、該当の特定行政庁の建築基準法施行細則等にて個別に適用を確認の上、記載してください。 なお、多雪区域を証明する書類の添付は不要とします。

No.	項目	質問内容	回答
6	6 業務実施条件 管理技術者の業務実績	6 業務実施条件の一覧表より、管理技術者(統括責任者)は、5 参加資格要件の(13)と(14)の業務実績をともに満足するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6 業務実施条件 管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 参加資格要件(13)」の業務実績のうち、管理技術者又は主任技術者(建築総合)として3件以上 ・「5 参加資格要件(14)」の業務実績のうち、管理技術者又は主任技術者(建築総合)として1件以上 業務実績としては上記2条件のうち、いずれか一方を満たす事が管理技術者(統括責任者)の参加資格要件と考えて宜しいでしょうか。 ご教示をお願いいたします。	管理技術者として配置予定の技術者には、左記2条件のいずれも満たすことを条件としています。
8	6 業務実施条件 (2) 経験年数	管理技術者および各主任技術者の経験年数は、資格要件にある各資格取得後の経験年数と考えて宜しいでしょうか。 ご教示をお願いいたします。	配置予定技術者の経験年数は、資格取得の有無にかかわらず「実施要領 6 業務実施条件(2)」に掲げる実務に従事した期間とします。
9	6 業務実施条件 (5) 主任技術者(電気設備・機械設備)の兼任	6 業務実施条件(5)の記載により、電気設備と機械設備の主任技術者を兼任した場合、配点や選定の評価の対象外と解釈してよろしいでしょうか。	参加資格要件及び業務実施条件については、要件及び条件を満たすかどうかのみを確認・審査するため、採点・評価は行いません。ただし、技術提案の審査においては、配置技術者の体制を含む「業務実施方針(様式10)」を審査項目の1つとしています。
10	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	参加資格要件の採点基準がございましたらご提示願います。 また、参加資格要件の審査点数(評価)は、技術提案書等一次審査や技術提案書等二次審査には持ち越さないと考えてよろしいでしょうか。	No.9の回答のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
11	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	4 プロポーザルのスケジュールに関しまして、一次審査（技術提案書等の審査）、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの審査）と一次および二次審査の表記がございます。 参加資格審査における評価は一次および二次審査評価に対し合算はされないものと考えて宜しいでしょうか。 ご教示をお願いいたします	No.9 の回答のとおりです。
12	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	業務実績欄中に3件以上ないし1件以上と記載がございますが、様式 5A, 5B, 6A, 6B に記載する件数が指定件数を超過する場合に評価上の加点要素と考えて宜しいでしょうか。 ご教示をお願いいたします	No.9 の回答のとおりです。
13	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	参加表明書に記載した業務実績において、実績の件数は技術提案書等一次審査の結果に影響しますでしょうか。（件数が多いほど加点されるでしょうか。）	No.9 の回答のとおりです。
14	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	「2. 参加資格要件の(14)」に業務実績として多雪区域での業務実績の指定がございます。本計画における地域特性を考慮した基準であり必要要件かと考えますが、一方で指定規模が比較的大きい為、実績保有企業は限られると思われれます。本基準は「評価項目」ではなく「参加要件（実績がなければ参加できない）」となりますでしょうか。また、同基準に関する作成書類（様式5B）他、配置予定技術者調査等の実績記載件数に関して、記載実績数による得点配分等、資格有りとなる評価基準について差し支えない範囲でご教示頂くことは可能でしょうか。	「実施要領 5 参加資格要件 (14)」に掲げる多雪区域における業務実績は参加資格要件であり、評価項目ではありません。 その他の質問については、No.9 の回答のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
15	7 参加表明手続 (3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査	一次及び二次審査の評価方法は、技術提案書等作成要領の「2. 技術提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査について」に記載の通り、業務実施方針（様式 10）及び各テーマに対する技術提案（様式 11）によってのみ評価されることとし、参加表明書（実績資料他）は評価対象外であると考えて宜しいでしょうか。	No. 9 の回答のとおりです。
◆参加表明書等作成要領			
16	参加表明に係る書類	1（1）に記載の主旨より、「参加表明にかかる書類」は、参加要件の満足を確認するものであり、選定評価の対象外と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
◆様式			
17	様式 2 参加表明書（鑑） 様式 3 誓約書	岩見沢市に提出している入札参加資格申請で支店長・事務所長等に委任している場合は、受任者の職氏名・押印に変えてもよろしいでしょうか。	受任者（支店長又は事務所長等）の職氏名・押印で構いませんが、これらに対応した「商号又は名称」を記載してください。 （本社の商号又は名称を記載する場合、本社における代表者職及び氏名・押印とし、支店・事務所等の商号又は名称を記載する場合は、当該支店・事務所等の代表者職及び氏名・押印としてください。） なお、令和 3・4 年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に支店・事務所等で登録している場合、本社の商号又は名称での参加表明も可とします。
18	様式 2 参加表明書（鑑） 様式 3 誓約書	作成要領にも会社の代表者職氏名並びに押印と記載が有ります。 弊社は設計等入札参加資格審査申請において、●●支社長を受任者とし登録しておりますが 本書類は代表職氏名 本社社長名で作成するのでしょうか。	No. 17 の回答のとおりです。 （※●●部分について、事務局にて置き換えています。）

No.	項目	質問内容	回答
19	様式 5 A 会社の同種業務 実績調書 様式 5 B 会社の多雪区域 における業務実 績調書	様式 5 A と 5 B に、発注方式の欄に「ECI」とあります。基本設計完了後に建設会社へ公告または見積依頼し、選定された建設会社がかかわって設計事務所とともに実施設計を行う進め方が該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	様式 6 A 配置予定技術者 調書	様式 6 A における、「当該業務に携わったことを証するもの」、として、施主に提出した体制表か、社内向けの体制資料となります。よろしいでしょうか。	例示された資料の提示でも可とします。
◆特記仕様書			
21	2 ページ 4 その他	4. その他において。ECI 方式の採用とありますが。発注手続きから建設会社決定までの予定期間をお教え願います。	ECI 方式の採用に係る発注手続き等の時期については現時点で未定であり、基本設計段階において詳細を決定する予定です。
22	12 ページ 別紙 1	別紙.1 敷地図において 青色、労災病院既存建物（使用中）は、新病院建物の建設完了後、すべて解体して、駐車場等に利用できると理解して宜しいでしょうか。	参加表明に関する質問以外は回答いたしかねます。 技術提案に関する質問については、今後予定している技術提案に関する質問の受付期間にご提出ください。